任意継続の保険証をお持ちの皆さまへ

◆令和6年12月2日以降、保険証が廃止されます◆

令和6年12月2日以降、保険証が廃止され、医療機関等にて保険診療をうけられる際は、原則、**「マイナ保険証（保険証利用登録をされたマイナンバーカード）」**をご利用いただくこととなります。

※但し、令和6年12月1日時点でお持ちの任意継続の保険証は、**令和7年12月1日（資格喪失日が令和7年12月1日までの場合は資格喪失日の前日）まで、従来通り保険証のみで受診が可能です**。令和7年12月2日以降は使用できませんので「マイナ保険証」の利用をお願いします。

◆令和6年12月2日以降、新しく保険証を発行することはできません◆

保険証の再交付、扶養家族の追加、氏名変更等での**新たな保険証の発行はできません**。
「マイナ保険証」の利用をお願いします。

◆資格確認書の発行◆

マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードは取得しているが保険証利用登録をしていない方等には、「マイナ保険証」による資格確認ができない場合の代替措置として、申請等により**「資格確認書」を発行します**。

積極的なマイナ保険証の利用にご協力をお願いします

【マイナンバーカードを保険証として利用するには3つのステップが必要です】

STEP1

マイナンバーカードを申請

申請方法
- オンラインで申請する（パソコン・スマートフォンから）
- 郵便で申請する
- 街なかの証明写真機から申請する

STEP2

マイナンバーカードを健康保険証として登録

利用登録の方法
- 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- 「マイナポータル」から行う
- セブン銀行ATMから行う

STEP3

医療機関・薬局で受診するときはマイナンバーカードを用いて受付

受付手順
①顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
②本人認証を行う（顔認証・暗証番号）
③各種情報提供の同意選択をする

オススメ！

周りにはマイナ保険証が利用できる病院や薬局がたくさんあります。
病院でカードリーダーを見かけたら、ぜひ一度使ってみてください。